

入札説明書

令和3年札幌市告示第4395号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和3年7月9日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノワム大通ビル4階
札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係 電話 011-622-5153

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和3年度札幌市特定医療費支給認定等事務に係る書類整備等業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和3年9月10日から令和4年1月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者で、プライバシーマーク又はISMSの認証を取得している者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 過去3年（平成30年8月以降）の間に、官公庁との間で、医療・福祉系サービスにおける申請書の審査に係る業務の契約実績を有している者であること。

5 入札説明書等に関する疑義、確認等の質疑応答

(1) 質問受付期限

令和3年7月19日（月曜日）11時00分

(2) 質問方法

質問事項を様式5「質問票」に記載して、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局保健所健康企画課難病医療係宛て提出することにより行うこととする（電子メールの件名は「【業者名】令和3年度札幌市特定医療費支給認定等事務に係る書類整備等業務」とすること）。なお、電話やファクシミリによる照会には応じない。

(3) 問合せ先 電子メールアドレス：Seido-tantou@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答の取扱い

原則として令和3年7月21日（水）17時までに、札幌市公式ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) その他

ア 質問内容等によっては、回答と共に入札説明書等の修正を行う場合がある。修正を行う場合は、原則として本市からの質問回答期限である令和3年7月21日（水）17時までに札幌市公式ホームページにその内容を掲載する。

イ 疑義、確認等がなかった契約書、仕様書及び入札に関する事項についての解釈は本市の解釈によるものとする。

6 参加資格確認申請、入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

上記2及び札幌市公式ホームページ上の掲載

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>

(2) 参加資格確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格とした内容を証明するため、入札書のほかに、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式3）に実績報告書（様式4）を添付のうえ、下記(3)に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び休日の場合は前開庁日）までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札書の提出先及び受領期限

令和3年7月27日（火曜日）17時00分（送付による場合は必着）

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係

（札幌市中央区大通西17丁目 ノワム大通ビル4階）

※ 送付の場合、送付先住所は「〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19」とすること。上記2の住所（ノワム大通ビル4階）では郵送物の受け取り不可。

(4) 入札書の提出方法

入札書は様式1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記(3)あてに提出期限までに提出すること。
- イ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載すること。なお、入札書等は、郵便法（昭和22年法律第165号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。
- ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。
- エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5) 入札の無効

- ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に様式2「委任状」を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和3年7月28日（水曜日）11時00分

札幌市保健所分室 会議室（札幌市中央区大通西17丁目ノワム大通ビル4階）

※一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意すること。

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
※新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、開札への立ち会いを極力控えること。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、当該入札

事務に関係のない職員がくじを引き落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付をしないとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件にかけていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに様式 6「消費税及び地方消費税免税事業者申出書」を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、さらに札幌市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において札幌市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 札幌市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙「契約書（案）」のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

【様式一覧】

番号	様式名
1	入札書
2	委任状
3	一般競争入札参加資格確認申請書
4	実績報告書
5	質問票
6	消費税及び地方消費税免税事業者申出書